一般社団法人富山県建設業協会会長 殿

管 理 課 長建設技術企画課長

富山県建設工事標準請負契約約款第25条第5項 (単品スライド条項)の適切な運用について

このことについて、別添写しのとおり通知したので、参考までに送付します。

事務担当 管理課入札・契約係 建設技術企画課技術指導係 部内各所属長 殿

管 理 課 長建設技術企画課長

## 富山県建設工事標準請負契約約款第25条第5項 (単品スライド条項)の適切な運用について

富山県建設工事標準請負契約約款第25条第5項の規定(以下「単品スライド条項」という。)の運用については、「富山県建設工事標準請負契約約款第25条第5項の運用について」(平成20年6月19日付け建技第307号)により通知しているところです。また、「富山県建設工事標準請負契約約款第25条第5項の運用の拡充について」(平成20年9月12日付け管第453号、建技第508号)により、単品スライド条項の運用を拡充しています。

貴職におかれましては、工事の受注者から単品スライド条項に基づく請負代金額の変更 の協議があった場合には、上記の通知に基づき適切な運用に努めていただきますようお願 いします。

なお、本運用に基づき単品スライド条項を適用とする場合は、建設技術企画課技術指導係までご連絡ください。

(注) 平成 20 年 6 月 19 日付建技第 307 号のうち 1 (1) 及び 2 (1) における「105/100」は、「110/100」に読み替えるものとする。

事務担当 管理課入札·契約係 建設技術企画課技術指導係